

## 社会福祉法人ウェルNC女性活躍推進法に基づく行動計画

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備を行うため  
次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間

2. 内容

目標：全職員の有給休暇取得日数を「法定日数+1日」とする

<対策>

- 令和4年4月～有給休暇取得率向上のため、計画年次有給休暇取得の  
周知徹底を行う

令和4年4月1日策定